

○経済産業省令第十八号
電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第百十二条第一項の規定に基づき、電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令を定める。
令和四年三月二十三日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 山際大志郎

電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令
電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
一・二 〔略〕 三 第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験を受けようとする者 四 第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験を受けようとする者 五 〔略〕		一・二 〔略〕 三 第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験を受けようとする者 四 第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験を受けようとする者 五 〔略〕	
一万四千二百円 八千四百円		一万二千八百円 五千二百円	
備考 電子申請による場合におけるこの表の適用については、第一号中「六千六百円」とあるのは「四千七百五十円」と、第三号中「一万四千二百円」とあるのは「一万三千八百円」と、第四号中「八千四百円」とあるのは「七千七百円」と、第五号中「二千六百円」とあるのは「千五百五十円」とする。		備考 電子申請による場合におけるこの表の適用については、第一号中「六千六百円」とあるのは「四千七百五十円」と、第三号中「一万二千八百円」とあるのは「一万二千四百円」と、第四号中「五千二百円」とあるのは「四千八百五十円」と、第五号中「二千六百円」とあるのは「千五百五十円」とする。	
備考 表中の「」は注記である。			

附 則
この省令は、令和四年四月一日から施行する。